

議案第72号

調布市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月5日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

地方公務員法の一部改正を踏まえ、職員の定年を引き上げるとともに管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、所要の改正及び規定の整備を行うため、提案するものであります。

調布市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

調布市職員の定年等に関する条例（昭和59年調布市条例第20号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条―第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条―第12条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第13条）

第5章 雑則（第14条）

附則

第1章 総則

第1条中「）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項，第28条の2，第28条の5，第28条の6第1項及び第2項並びに第28条の7」に，「関し」を「ついて」に改める。

第1条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「のいずれかに該当すると認める」を「に掲げる事由があると認めた」に，「その職員に」を「同条の規定にかかわらず，当該職員に」に，「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に，「引き続いて」を「，引き続き」に改め，同

項第1号中「その」を「当該」に、「により」を「により生ずる欠員を容易に補充することができず」に、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「、その」を「、当該」に、「による」を「により生ずる」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存すると認めるときは、」を「あると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して」に改め、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」を「任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」に、「第1項の事由が存しなくなったと認める」を「第1項各号に掲げる事由がなくなったと認めた」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改め、同条第5項中「手続きは、任命権者が」を「手続きは、規則で」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、調布市職員の給与に関する条例(昭和30年調布市条例第21号)第6条の3に規定する給料の特別調整額を支給される職員の職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第1項に規定する他の職への降任(以下この章において「他の職への降任」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に規定するもののほか、次の各号に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果、勤務の状況、職務経験等に基づき、降任をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条

の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任をしようとする職についての適性を有すると認められる職に，降任をすること。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮したうえで，管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に，降任をすること。

(3) 当該職員の他の職への降任をする際，同時に，当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任をする場合には，やむを得ないと認められる場合を除き，上位職職員の降任をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に，降任をすること。

（管理監督職勤務上限年齢による降任及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は，他の職への降任をすべき管理監督職を占める職員について，次の各号に掲げる事由があると認めたときは，異動期間（管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し，引き続き当該管理監督職を占める職員に，当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識，技能又は経験を必要とするものであるため，当該職員の他の職への降任により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため，当該職員の他の職への降任により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため，当該職員の他の職への降任により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は，前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定によ

り延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該

異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(延長した異動期間の期限の繰上げ)

第11条 任命権者は、第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に同条第4項の規定を適用しようとするときは、当該異動期間の期限を繰り上げることができる。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第12条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第13条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者が定年退職日を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則に次の2項を加える。

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の

規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）

（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第5条の規定は、公布の日から施行する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

- 第2条 任命権者は、次の各号に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条及び次条において「年齢65年

到達年度の末日」という。)までの間にあるものであって、改正前の条例定年(この条例による改正前の調布市職員の定年等に関する条例(以下「改正前の条例」という。))第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に改正前の条例第2条の規定により退職した者
- (2) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、改正前の地方公務員法再任用(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。))による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。)をされたことがあるもの

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次の各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にあるものであって、改正後の条例定年(この条例による改正後の調布市職員の定年等に関する条例(以下「改正後の条例」という。))第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に改正後の条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に改正後の条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に改正後の条例第13条の規定により採用された者のうち、

令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「改正後の地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職したもの

(4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの

3 前2項の規定により定められた任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢65年到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第3条 任命権者は、改正後の地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にあるものであって、改正前の条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職（改正後の条例第13条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、改正後の地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にあるものであって、改正後の条例定年に達しているもの（改正後の条例第13条の規定により短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で

定める情報に基づく選考により，1年を超えない範囲内で任期を定め，短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては，前条第3項から第5項までの規定を準用する。
(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第4条 任命権者は，基準日（令和7年4月1日，令和9年4月1日，令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間，短時間勤務の職に，基準日の前日までに改正後の条例第13条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から改正後の条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における改正後の条例定年に達しているものを，改正後の条例第13条の規定により採用することができず，短時間勤務の職に，改正後の条例第13条の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における改正後の条例定年に達している定年前再任用短時間勤務職員を，昇任し，降任し，又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第5条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は，年齢60年とする。

(調布市職員の再任用に関する条例の廃止)

第6条 調布市職員の再任用に関する条例（平成13年調布市条例第34号）は，廃止する。